

# オーフス条約を具体的な制度の中で 使ってみよう

4月20日(水) 午後6:00~8:00

会場:地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)

(東京都渋谷区神宮前 5-53-70 国連大学ビル 1F)

参加費 無料/事前申込 不要

環境分野の市民参画条約であるオーフス条約の3本柱は、市民の①情報へのアクセス権、②意思決定に参加する権利、③司法アクセス権(訴訟の権利)です。オーフス条約の理念を日本の環境政策に具体的にどのように生かすことができるでしょうか。

ラテンアメリカではオーフス条約の地域版を作ろうという動きがあるそうです。オーフス条約に関する国際的な最新状況について学ぶとともに、日本の今後の環境法改正の予定を踏まえながら、日本でのオーフス条約の活用について参加者の皆さんと議論をする予定です。

特に、オーフス条約の柱の一つである市民の情報へのアクセス権を保障するための重要な制度であるPRTR(Pollutant Release and Transfer Register: 環境汚染物質排出移動登録)については、日本はこれまで先進的な取り組みを行ってきました。今後、さらなる発展のためにどのようにPRTRデータを活用できるかということも議論します。

## 1. ラテン地域条約の最新情報の共有

講師 大阪大学大学院法学研究科教授 大久保 規子氏

## 2. 今後の環境関連法見直し時期の情報提供

講師 オーフス・ネット 滝口 直樹氏

## 3. PRTRについての議論

ファシリテーター オーフス・ネット 滝口 直樹氏

- 主催 オーフス条約を日本で実現する NGO ネットワーク (オーフス・ネット)
- 共催 グリーンアクセスプロジェクト、第二東京弁護士会環境法研究会
- お問合せ オーフス・ネット事務局 粟谷 (E-mail [jimukyoku@aarhusjapan.org](mailto:jimukyoku@aarhusjapan.org))  
オーフス・ネット HP <http://www.aarhusjapan.org/>